

かかりつけ医機能報告制度 Q & A

令和8年1月5日更新 滋賀県健康医療福祉部医療政策課

<目次>

1 報告方法等について

- Q1 インターネットが使えないため、紙調査票で報告したい。……………2
- Q2 企業内診療所・施設内診療所などで一般向けの外来を行っていないが、
報告する必要があるか？……………2
- Q3 スマートフォン、タブレットからも報告は行えるか？……………2

2 G-MISの操作方法について

- Q4 ログイン時に入力する「ユーザ名」とは何のことか？……………2
- Q5 ログインパスワードが分からない。……………2
- Q6 G-MIS に登録しているメールアドレスを変更したい。……………3
- Q7 G-MIS ログイン後、接続先選択(Med-Login)画面で「G-MIS」を
選択しても画面が切り替わらない。……………3
- Q8 G-MIS にログインしたいが、「このサイトにアクセスできません」という
メッセージが表示される。……………4
- Q9 保険医療機関番号の突合に失敗し「データベースとの照合に失敗しました」というエラーが
表示された場合、どのように対処すればよいか。……………5
- Q10 定期報告時「保健医療機関番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった
場合、どのように対処すればよいか。……………5
- Q11 報告内容に誤りがあり、修正したい場合はどうしたらいいか？……………5
- Q12 調査項目の「入力」ボタンがクリックできない項目がある。……………8
- Q13 1号機能の報告事項「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」はどのような研修
が該当するか？……………8

1 報告方法等について

Q1 インターネットが使えないため、紙調査票で報告したい。

A1 インターネットが使えない医療機関には、紙調査票をお送りします。
白紙の調査票をお送りしますので、各項目を記入し、管轄の保健所へ提出してください。

Q2 企業内診療所・施設内診療所などで一般向けの外来を行っていないが、報告する必要があるか？

A2 医療法第30条の18の4規定に基づき、かかりつけ医機能の報告は特定機能病院および歯科医療機関を除くすべての医療機関に行っていただく必要があります。

Q3 スマートフォン、タブレットからも報告は行えるか？

A3 スマートフォン・タブレットからでも G-MIS へのログインは可能ですが、医療機能情報の報告はできないため、PC端末を使用して報告を行ってください。

2 G-MIS の操作方法について

Q4 ログイン時に入力する「ユーザ名」とは何のことか？

A4 G-MIS事務局からのアカウント発行通知メールに記載されている「ユーザ名(ログインID)」のことです。

IDがわからない場合は、以下のとおり厚生労働省 G-MIS 事務局へご連絡ください。

【お問い合わせ先】厚生労働省 G-MIS 事務局

Mail : helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

TEL : 050-3355-8230 (土日祝日を除く平日9時~17時)

Q5 ログインパスワードが分からない。

A5 ユーザ名(ID)が分かる場合は、ログイン画面の「パスワードをお忘れですか？」をクリックし、パスワードの再設定手続きを行ってください。

ユーザ名(ID)がわからない場合は、Q4をご参照ください。

Q6 G-MIS に登録しているメールアドレスを変更したい。

A6 G-MIS ログイン後、オレンジ色の「ユーザ基礎情報登録」ボタンをクリックし、登録されているメールアドレスの変更を行ってください。

ユーザ名(ID)が分からずログインできない場合は、Q4をご参照ください。

ログインができない状態でメールアドレスの変更を行いたい場合は、以下のとおり医療政策課医療整備係へメールを送信してください。

送信先：^{ゼロゼロゼロ}ef00040^{ゼロ}@pref.shiga.lg.jp
件名：G-MIS 登録メールアドレスの変更について
本文：新たに登録したいメールアドレスを記載してください。

Q7 G-MIS ログイン後、接続先選択(Med-Login)画面で「G-MIS」を選択しても画面が切り替わらない。

A7 ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。

以下を参考に、ポップアップブロックを解除してください。

また、ポップアップブロックの解除後も「ホーム画面」が表示されない場合は、ブラウザのバージョンが古い可能性があります。

利用されているブラウザを最新バージョンに更新いただくか、別のブラウザを御利用ください。

【ポップアップブロック解除方法】

※ブラウザによってポップアップブロックの解除方法が異なるため、使用されているブラウザを確認の上、お試しください。

<Microsoft Edge の場合>

画面右上の「…」から「設定」を選び、[Cookie とサイトのアクセス許可] を選択し、[すべてのアクセス許可] 内の[ポップアップとリダイレクト] を選択します。

[許可] の右側にある「追加」を選択し、ポップアップブロック許可対象のサイトを追加します。

⇒追加サイト：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/>

⇒追加サイト：<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/>

<Google Chrome>

メニューアイコンから「設定」を選び、「コンテンツの設定」で「ポップアップのブロック」のスイッチをオン・オフに切り替えます。

<Firefox>

メニューアイコンから「設定」を選び、「プライバシーとセキュリティ」を選択し、「ポップアップウィンドウをブロックする」のチェックを外します。

<Mac OS/Safari>

「環境設定」の「Web サイト」ボタンをクリックし、「ポップアップウィンドウ」を選び、「以下の Web サイトでのみポップアップウィンドウを許可」セクションで「現在開いている Web サイト」からポップアップを許可したいサイトをクリックします。

⇒追加サイト:<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/>

⇒追加サイト:<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/>

※以下も併せて御確認ください。

・「以下の Web サイトでのみポップアップウィンドウを許可」セクションに①サイトが表示されており、①サイトの右側に表示されるオプションが「ブロックして通知」、「開かない」となっていないかご確認ください。

・「ブロックして通知」、「開かない」となっている場合、右側にあるポップアップメニューにて「許可」を選択していただく。

Q8 G-MIS にログインしたいが、「このサイトにアクセスできません」というメッセージが表示される。

A8 以下のケースが想定されます。それぞれの対処方法をお試しく下さい。

①ブラウザのキャッシュが溜まっている

→ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。

②サイトにフィルターがかかっている

→情報システム管理者に G-MIS のサイト(<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/>)をアクセス可能としていただくようお願いしてください。

③サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある

→しばらく待ってから再アクセスしてください。

①～③のいずれにも該当しない場合は、滋賀県医療政策課(077-528-3625)へお問い合わせください。

Q9 保険医療機関番号の突合に失敗し「データベースとの照合に失敗しました」とエラーが表示された場合、どのように対処すればよいか。

A9 「保険医療機関番号確認画面」においてエラーメッセージが表示される場合、以下のケースが考えられます。

※照合先の「保険医療機関番号」に対し、入力する照合元を「医療機関コード」と記載します。

<誤った医療機関コードを入力した場合>

正しい医療機関コードを入力してください。なお、照合先のデータベースは厚生局データに基づいて作成・更新が行われますが、この厚生局データは前年度 3 月末時点のデータと照合します。今年度中に保健医療機関番号が変更になっている場合も、前年度 3 月末時点の医療機関コードを入力してください。都道府県名の入力をお願いします。

<非保険医療機関(自由診療の診療所等)の場合>

非保険医療機関(自由診療の診療所等)は、NDB へのデータ収載がないため、NDB データからのプレプリントは行えません。データベースとの照合はできませんので、「スキップ」を選択し定期報告を開始してください。

Q10 定期報告時「保健医療機関番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった場合、どのように対処すればよいか。

A10 診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数のプレプリントを希望する場合に、誤って「スキップする」を押下した場合は、定期報告を取消し、改めて当該画面から入力してください。

なお、取消した場合入力途中の定期報告の内容は削除され復元することができないためご注意ください。

Q11 報告内容に誤りがあり、修正したい場合はどうしたらいいか？

A11 入力画面の右上にある「引き戻し」ボタンをクリックし、修正されたい項目を入力した上で再度報告を行ってください。

なお、報告状況が「確認完了済」になっている場合は、引き戻しできません。「変更報告」ボタンから変更の報告を行ってください。

【参考】かかりつけ医機能報告マニュアル(G-MIS 操作編) P35～

Q12 調査項目の「入力」ボタンがクリックできない項目がある。

A12 青地の「入力」ボタンは入力可能なボタンであり、グレー地の「入力」ボタンは入力不可なボタンです。入力不可となっている調査項目については、入力不要です。

Q13 1号機能の報告事項「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」はどのような研修が該当するか？

A13 当面の間、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関する研修を報告していただくようお願いいたします。

なお、報告対象となる望ましい研修項目につきましては「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について(通知)(医政総発0827第1号)を参照ください。